

総社市告示第9号

総社市スポーツ大会激励金支給要綱（令和元年総社市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「スポーツ大会」とは、全国規模以上の大会で、公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会の加盟競技団体が主催する大会、<u>それらの団体から推薦を受けて出場するオリンピック、パラリンピック及び国際大会</u><u>その他市長が特に認める大会</u>をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 激励金の支給対象者は、岡山県大会又は中国大会等の予選会若しくは選考会を経て、又は大会要項等に規定されている標準記録等に<u>到達する</u><u>など、出場要件を具備することにより</u>スポーツ大会の出場が決定した者であって、当該スポーツ大会に出場する日において次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学する者</p> <p>(2) 本市に住所を有する者（次号において「市民」という。）のうち、市外の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は高等学校に在学するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>総社市立中学校等各種大会派遣経費助成要綱（平成17年総社市教育委員会告示第2号）第2条に規定する助成の対象者は、支給対象としない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「スポーツ大会」とは、全国規模以上の大会で、公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会の加盟競技団体が主催する大会<u>若しくはそれらの団体から推薦を受けて出場するオリンピック、パラリンピック及び国際大会</u>をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 激励金の支給対象者は、岡山県大会又は中国大会等の予選会若しくは選考会を経て、又は大会要項等に規定されている標準記録等に<u>到達して</u>スポーツ大会の出場が決定した者であって、当該スポーツ大会に出場する日において次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内の小学校、中学校又は高等学校に在学する者</p> <p>(2) 本市に住所を有する者（次号において「市民」という。）のうち、市外の小学校、中学校又は高等学校に在学するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる者は支給対象としない。</u></p>

改正後	改正前
<u>様式第1号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>（1）総社市立中学校各種大会派遣経費助成要綱（平成17年総社市教育委員会告示第2号）第2条に規定する助成の対象者</u> <u>（2）前項第3号に該当する者のうち、全国大会の出場が決定したもの</u> <u>様式第1号（第5条関係）</u> 略

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、出場する日が施行の日以後のスポーツ大会について適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

総社市スポーツ大会激励金支給申請書

総社市スポーツ大会激励金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて激励金の支給を申請します。

記

申 請 額 _____ 円

- 1 スポーツ大会名
- 2 開催日時・場所
- 3 出場する種目
- 4 対象者名（団体名）
- 5 添付書類
 - ・スポーツ大会に出場することが分かる書類（予選会若しくは選考会の成績結果又は標準記録等に到達していることなどを証する書類）の写し
 - ・スポーツ大会の要項等の写し
 - ・その他市長が必要と認める書類